

議案第15号

交野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

交野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成30年2月26日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

交野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

交野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により交野市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第3条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の交野市後期高齢者医療に関する条例第3条の規定は、平成30年度分からの保険料を徴収すべき被保険者について適用し、平成29年度分までの保険料を徴収すべき被保険者については、なお従前の例による。